

答 申 第 3 1 0 号
令 和 3 年 4 月 2 1 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会
会長 池 田 紀 子



個人情報ファイルの保有について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第12条第4項の規定に基づき、令和3年4月16日付け岐阜市保健第34号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 事案の概要

本市は、岐阜県胃がん対策強化事業費補助金交付要綱に基づき、罹患率の上昇する年齢層の胃がん検診の受診率向上を目的に、受診日において岐阜市内に住所を有する当該年度4月1日時点で50歳、54歳及び58歳の者（以下「事業対象者」という。）に対し、胃がん検診費用が無料となる無料クーポン券を交付する胃がん対策強化事業を実施する。

保健所健康増進課は、無料クーポン券の交付事務及び事業対象者の管理のため、事業対象者に係る次の個人情報を個人情報ファイルとして保有するものである。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 住所
- エ 受診券番号

2 個人情報ファイルの名称

胃がん対策強化事業台帳

3 意見

適当なものと認める。